

病児保育の推進について

三重県子ども・子育て支援事業支援計画において、病児保育に関して、平成 31 年度までの確保の内容が需要を上回っていない市町があります。病児保育の需要に対応できるよう、以下の補助金を活用し、確保に努めてください。

H28 年度から創設された子ども・子育て支援整備交付金では、**病院に加え、市町村や社会福祉法人等が設置する場合も補助対象**となりました。これにより保育所に併設する形で病児保育事業を実施しやすくなりました。

◆病児保育施設を整備する場合

子ども・子育て支援整備交付金（国交付金）

- 交付対象：市町村、社会福祉法人、病院（又は診療所の開設者）、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及び日本赤十字社
- 負担割合：国 1/3 県 1/3 市町 1/3(市町設置の場合)
国 3/10 県 3/10 市町 3/10 事業者 1/10(市町以外が設置の場合)
- 整備内容：創設、改築、拡張および大規模修繕等
- 基準額：創設および改築 本体工事費 33,900 千円
拡張 本体工事費 上限 16,950 千円 等

◆自市町内で病児保育施設を整備を行うことが難しい場合

病児保育の広域化・・・近隣市町の協力を得て、病児保育の需要に対応

病児・病後児保育広域対応支援事業費補助金（県単補助）

市町村間で協定等を結び、他市町の病児保育施設に自市町の児童を受け入れてもらうことで病児保育の確保ができます。受け入れ側の市町に対して、事業開始から 3 年以内について補助を行って支援します。